

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時01分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は19名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員19名であり定足数に達しておりますので、これより第2回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に松沼委員、小島委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	日程第1 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、公共事業による代替地として、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積55a、農業従事者は2人です。 譲受人の農業従事日数は150日です。また、農機具については、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1の現地確認の報告を、岩上委員をお願いいたします。
	岩上委員	番号1について、18日に現地確認を行った。 申請地は農地として利用されている。譲受人は、作業場を所有し、トラック、トラクター、コンバイン等を所有している。所有している農地はすべて適正に耕作されている。ついては今後も耕作されるものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	小野田委員	申請地は、白岡宮代線に係る都市計画決定の用地に入っているか。
	事務局	都市計画道路白岡宮代線が譲受人の土地にかかっているため、代替地として譲受人が申請地を取得するものであり、申請地は都市計画道路から外れていると道路課から説明を受けている。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	小野田委員	了解した。
	議長	他に、ご意見・ご質疑等ございませんか。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請者が貸駐車場として転用するための申請です。 申請地につきましては、近隣から駐車場として貸して欲しいとの要望があり、貸し駐車場として利用するため、今回、申請がなされたものです。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1の現地確認の報告を松沼委員にお願いいたします。
	松沼委員	番号1について、21日に現地確認を行った。申請地は10ha以上の集団農地としては認められず、周辺は、住宅が建ち並んでおり、市街化が見込まれる区域である。申請理由等については、事務局からの説明のとおりである。申請地は農地として利用されている。 したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第4号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について、ご説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の4・5ページ目をご覧ください 番号1 譲受人が、譲渡人の土地に、賃貸借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、申請地の隣接地にて白岡物流センターの運営を行っておりますが、同センターの安定した運営にあたって必要な車両保管用地が不足していることから、新たな車両保管地を確保したいと考え、今回、申請がなされたものです。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内のアパートにて家族と生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、子育てなど将来のことを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	議長	説明が終了しました。これより、現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
	関山委員	大久保委員が欠席であるため、代理として報告する。 番号1について、現地確認を行った。申請地は、10ha以上の集団農地には該当しない。 また、周辺は、物流倉庫、ゴルフ練習場として利用されており、今後、市街化の見込まれる地域と判断したことから、土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	事務局	番号1については当該地を事務局も確認しており、農地として運用されている。申請地横の白岡物流センターも稼働していることも確認しており、今回案件については問題のないものと判断している。
	渡辺委員	番号2について、21日に現地確認を行った。 申請地は、農地として利用されており、違反もされておらず、10ha以上の集団農地には該当しない。 また、周辺は住宅が建ち並んでおり、今後、住宅地として発展する可能性があるかと判断し、今回の転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	議長	〔質疑なしという声あり〕 質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第５号については、原案のとおり決定します。
日程第３ 議案第６号 農用地区域からの除外に係る意見について	議長	日程第３ 議案第６号 農用地区域からの除外に係る意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。
		〔農政課職員、入室〕
	議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。 農政課職員から、内容説明をいたさせます。
	農政課	それでは、説明に移らせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、平成２７年１２月７日から１２月１８日までの２週間をもって受付しましたところ、７件の変更申請、２件の認可後の計画変更申請がございました。 本日は、この９件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。
	農政課	お手元には、今回の除外案件を一覧にしてまとめました総括表と、各案件をまとめました資料を配布してございます。なお、こちらの資料は個人情報となっておりますので、会議終了後、回収をさせていただきます。 説明では、インデックスのついた厚い資料を基に説明させていただきます。
	農政課	○番号１ 除外申請地は上野田１４３０－５です。面積は４３８㎡となります。 事業計画者は以前、当市の住民であったかたで、実家からも近く、慣れ親しんだ環境での子育て等を希望しており、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号２ 除外申請地は上野田１４７８－５です。面積は４９９㎡となります。事業計画者は白岡市となります。 上野田の交差点にある既存の消防団の小屋は建築後約４０年と老朽化しているほか、小屋自体が非常に狭く、消防車両の駐車が困難なうえ、団員用の駐車スペースがないため、改めて消防団機械器具置場の建替えをするために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号３ 除外申請地は彦兵衛２１３の一部外で、申請面積は１０５６㎡です。土地利用計画全体では農地以外の土地も含めて２１４２．９２㎡です。 事業計画者は申出地の北でコンビニエンスストアを経営しており、来客者の安全・利便性の向上のため、見通しの良い申出地を移転先とし、駐車スペースを以前より大きくするため、除外の申出があったものです。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課	○番号4 除外申請地は高岩1308-1です。申請面積は211㎡です。 事業計画者は、両親の住む地域の近隣であるほか、学校・駅等の施設に近いうえ、自然環境が豊かな環境で子育てをしたいという希望があり、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号5 除外申請地は小久喜424-1で、申請面積は814㎡です。 事業計画者は、太陽の里を運営する社会福祉法人みぬま福祉会でございまして、施設職員や入居者やその家族の駐車スペースとして、50台の駐車スペースが必要なところ、現在は27台分の駐車スペースしか確保されていないことから、不足している駐車スペースを確保するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号6 除外申請地は下大崎1273-1外で、面積は990㎡です。 事業計画者は市内でねぎを生産している農業法人であり、出荷量の増加に伴い、出荷作業場を整備するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号7 除外申請地は下大崎1578で、面積は499㎡です。 事業計画者は将来的に両親の世話をすることを考えているほか、所有する土地の維持管理等を行う目的から、実家の近隣に自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○除外認可後の計画変更案件 ○変更1 申請地は上野田385-1で、338㎡です。 事業計画者は、将来的に、両親の世話をを行うことを考え、実家の隣地に自己用住宅を建築するために申出があったものです。
	農政課	○変更2 申請地は高岩1596-6で、面積は308㎡です。 事業計画者は、家族が増えることを想定し、駅に近い地域等の条件の整った土地に自己用住宅を建築したいという希望があり、申出があったものです。 以上で説明を終わらせていただきます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については事情やむを得ないものと認め、案のとおり承認し、市へ回答することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
午前9時26分 議事終了		異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり決定します。農政課職員は、退室してください。
		〔農政課職員、退室〕
	議長	以上をもちまして、議案第3号から第6号に係る全ての議事を終了いたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出に 対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について 及び、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は、2件でございます。 番号1につきましては、駐車場のための転用です。 番号2につきましては、道路のための転用です。
農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は8件でございます。 番号1につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号2から3、5から8につきましては、住宅のための転用です。 番号4につきましては、店舗のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地法第18条第6 項の規定による通 知について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は3件でございます。 平成28年1月13日、1月18日、1月25日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項4 その他 について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項4 その他 についてでございますが、 ○農地パトロール結果報告書の提出について ・毎月提出すべき書類。最近提出が少ない。必ず提出していただきたい。
	事務局	○議事録について 議事録については、インターネット等での公表がなされるため、譲受人・譲渡人の氏名等は伏せて、議案番号のみで報告いただきますようお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○農業委員会新年会等収支報告 鈴木委員より、新年会収支報告
	事務局	○来月の農地改良現地パトロールについて 現在農地改良がないので、今月はパトロールを中止しておりますが、申請がある場合は再開の連絡をいたします。とりあえず、予定では 2/21の週は小竹委員グループ、2/28の週は大高委員のグループ、3/6の週は荒井委員のグループ、3/13の週は大久保委員のグループです。
	事務局	○来月総会 ・3月25日（金）午前9時 ・議事録署名委員の松沼委員、小島委員（欠席の場合は、竹内委員、江口委員 の両委員は来月印鑑をお願いします。 ・総会終了後、同和対策研修（1時間以内）
	事務局	以上で、協議報告事項4その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通してご意見・ご質疑等ございませんか。
	江口委員	議案3号について、申請地北側が斜めに分筆されているがなぜか。 また、譲受人がどのような公共事業のために、どのような場所の代替地として取得されるのか。
	事務局	申請地の斜めに分筆されているとこの北側が都市計画道路がつくられる。そのため案内図に道路の線は入っていないがこの土地が斜めに分筆されている。 また申請者は申請地から西側に地続きで農地を所有している。今回代替地を取得することにより農地を一帯で使うことができるようになる。
午前9時46分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。